

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:水道部業務課 No.001

処 分 名	給水装置の使用の承認
処 分 の 概 要	水道を使用しようとするときは、水道事業管理者の承認を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）第 15 条 春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 202 号）第 16 条
審 査 基 準	◎給水装置の使用は、申し込みを受けた場合、原則、これを承認します。
標準処理期間	即日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	以下のいずれかの方法によりお願いいたします。 ・インターネットによる、「春日部市電子申請・届出サービス」を利用したお申し込み ・お電話による、業務課へのご連絡 ・アイピー春日部ビル 1 階業務課春日部営業所窓口及び水道部事務所 1 階業務課窓口にて、直接お手続き
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/suidou/tetsuduki/todokede.html

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■水道法

(給水義務)

第十五条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

■春日部市水道事業給水条例

(給水契約の申込み)

第 16 条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。